

会 費 徴 収 規 程

制 定	昭和41年10月19日
	第38回 通常総会議決
一部改正	昭和43年 9月13日
	第40回 通常総会議決
一部改正	昭和46年10月21日
	第43回 通常総会議決
一部改正	昭和49年10月 8日
	第46回 通常総会議決
一部改正	昭和52年 6月 2日
	第49回 通常総会議決
一部改正	昭和56年 6月 4日
	第53回 通常総会議決
一部改正	昭和61年 5月23日
	第58回 通常総会議決
一部改正	平成17年 5月31日
	第77回 通常総会議決
一部改正	平成20年 5月29日
	第80回 通常総会議決
一部改正	平成23年 5月18日
	第83回 通常総会議決
一部改正	平成24年 5月23日
	第84回 通常総会議決
一部改正	令和3年 6月9日
	第94回 通常総会議決

(会費の徴収)

第1条 定款第7条による会費に徴収は、本規程の定めるところによる。

(会 費)

第2条 会員の会費は別表1及び別表2の通りとする。ただし、別表の各等級に該当する会員で特別の理由がある場合は会長の承認を得て、各等級若しくは口数の変更することができる。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年当該年度分を6月末日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会長の承認を得て、年2回に分納することができる。

2. 事業年度開始後6ヶ月を経過して入会が承認された場合は、所定の会費の半額を加入した月の末日迄に納入するものとする。

(会費の減免)

第4条 激甚な災害により被災した別表3に示す会員については、理事会の承認を得て、当該年度又は次年度の会費の減免を行うことができる。

附則

この規程は、昭和42年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和44年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和47年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和57年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和62年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成17年6月1日から適用する。

(経過措置)

この規程の適用の際、現に会員である者については平成18年4月1日より適用する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、東日本大震災(平成23年3月11日発生)から適用する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和3年6月9日から適用する。

別表－1 港湾管理者及び港湾所在地方公共団体

等級と会費	適 用	
特 級 1口20万円※1	①国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾管理者 ②複数の重要港湾の港湾管理者 ③国際戦略港湾及び国際拠点港湾の所在する地方公共団体 ④複数の重要港湾が所在する地方公共団体 ⑤特別の理由がある場合	
1 級 10万円	①重要港湾の港湾管理者 ②複数の地方港湾の港湾管理者 ③重要港湾の所在する地方公共団体 ④特別の理由がある場合	
2 級 5万円	①地方港湾の港湾管理者 ②地方港湾が所在する地方公共団体 ③特別の理由がある場合	

※1：口数の運用：6大港は5口以上。重要港湾、国際戦略港湾及び国際拠点港湾を複数管理する港湾管理者は2口以上を基本とする。

※2：複数の等級に該当する場合は上位の等級を適用する。

別表－2 法人等の団体及び個人

等級と会費	適 用
団体 1口5万円 ※1	企業、公益法人、NPO、任意団体（地方港湾協会等）
個人 1万円	満65歳に達した日の翌年度より会費は半額とする（有職者を除く）

※1 口数の運用：全国範囲の法人等については4口以上を基本とする。

別表－3 減免の対象となる会員

対象会員	激甚災害として指定された災害により、港湾施設又は海岸保全施設が被災した港湾管理者及び港湾所在市町村 ※1
------	---

※1 港湾施設及び海岸保全施設は、港湾管理者又は港湾所在市町村が管理する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となる施設とする。